

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、通勤費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

- (1) 「勤務する場所」欄には、勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。
- (2) 「区間（経由）」欄には、通勤の順路に従って上から順に記入します。
- (3) 「方法」欄には、徒歩・〇〇線・〇〇電鉄・自動車等の別を記入します。
- (4) 「運賃等」の欄には、まず（ ）内に定期券・回数券・ガソリン代・有料道路料金等の別を記入した上で、1月当たりのその支出金額を記入します。
(注) 定期券を使用できる交通機関を利用する場合で定期券を使用しない場合には、それを使用するとした場合の定期券の種類と1月当たりの価額を「備考」欄に記入してください。
- (5) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、通勤費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の通勤の経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。